

# あんどくりすの防災四季だより

## 第31回 放送日：2019.11.1（金）

パーソナリティー：あんどくりす



ゲスト：今田 健太郎さん

テーマ：水害の後の話 2

「命を守る」という大切なことに役立つのは、  
アウトドアのスキル。

阪神大震災を被災した「あんどくりす」さんが、  
防災・減災の方法を楽しく導きます。

どこからか流れて来た車、  
庭にひっくり返っていて困っている。  
廃棄処分しようと思う。

ちょっと待って！

西日本豪雨の教訓より、  
弁護士さんから 10のアドバイス 続編





今週も引き続き

「西日本豪雨の教訓より、10のアドバイス」  
を発信された

広島弁護士会 災害対策委員会委員長  
弁護士法人あすか共同代表

今田 健太郎さんに  
お話をうかがいます。

よろしく申し上げます。



# 5. お金を払う前に 行政の窓口で相談を



これはどういうことですか？

生活再建支援金や応急修理の制度など、  
いろいろな公的支援を受ける場合は、

事前の申請が必要である。ということです。



少し生活が落ち着いてくると、  
いろいろな公的な支援制度を  
申請される方も多いかと思います。

これらは、事前に申請しておかないといけません。

自分で勝手に  
土砂の撤去や、自宅の修理などを  
業者に頼んで、支払った場合、

後から請求できない原則になっています。





ついつい急いで契約したりしますよね。  
事前に申請しておかないと、後から貰えない  
ですね！

知り合いから申し出があったから頼むとか、

今を逃すと修理が遅くなりますよ。お早めに！  
などと言われて、

急いで契約してしまうケースがあるので、  
注意が必要です。

どういう制度を使うにしても  
業者と契約する前に、

行政の窓口で相談していただきたいと思います。



## 6. 保険の内容を確認しよう



水害だと火災保険が使えるのですが、  
思いつかない方もいらっしゃると思います。  
自分名義の物件でなくても、親族が契約している  
場合もあるので、確認が必要ですね？

最近の住宅総合保険では、  
火災保険に水害保証が付いてるものが多くあり  
ます。

どこの保険会社に掛けていたかな？ と  
忘れていらっしゃると思います。

そういった時には、  
損害保険協会の照会センター

**0120-501-331**

に聞いてください。

家財保険による補填を受けられることもあります  
から、  
保険の内容を確認されると良いと思います。

証券を無くした場合も、請求できます。

日本損害保険協会  
<http://www.sonpo.or.jp/>



## 7. 敷地内の物の 処分や撤去について



隣の家ブロック塀が土砂と一緒に流れて来たとか、  
知らない人の車がひっくり返って家の前にある。  
などという事が多くあります。  
誰が撤去するのか？ という問題がありますね？

これは、結構むずかしくて、



弁護士会での法律相談などでも  
一番多く寄せられる問題なんです。

住んでいる目の前に広がっている光景なので、  
確かに、  
早く何とかしたいなという気持ちがあると思います。

勝手に処分してはいけない。  
ということだけは、  
覚えておいていただきたいと思います。



それらが  
廃棄物として扱える場合には、

行政が撤去という形になるケースもあります。

「これはあくまでも私物の扱いになります。

財産的な価値があるので  
庭の端の方に寄せておいてください。」

というような  
具体的なアドバイスが欲しい場合には、

法律の専門家や、  
行政の窓口に相談してください。



# 利用しよう 法律相談センター



相談することは、大事ですね。  
勝手に片づけて、  
ケンカになることもあるとか!?

そうですね。  
相談無く処分したりしますと、

後から持ち主が現れて  
「どうしてくれるんだ! 」などと、  
ケンカになる場合もあります。

被災者同士がケンカするというのは、  
望ましくないことですね。







そうですね。あとあと辛くなりますよね。  
相談先については、最寄りの弁護士会につ  
ながる電話があるそうですね？

**0570-783-110**

最寄りの弁護士会法律相談センターに  
つながります。

面談相談の予約が取れます。

地域の弁護士会ホームページを見ていただくと

無料の電話相談(※末尾に掲載)などの案内もあり  
ますので、  
そちらも利用していただけたらと思います。

千葉県弁護士会

<https://www.chiba-ben.or.jp/soudan/consultation/saigai.html>

台風15号、19号および10. 23豪雨に関する「お困りごと相談」

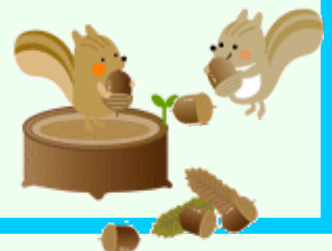
<https://www.chiba-ben.or.jp/news/2019/000531.html>

東京弁護士会 災害相談

<https://www.toben.or.jp/bengoshi/saigai/>

東京弁護士会

<https://www.horitsu-sodan.jp/>



## 8. 収入のめどが立たない方へ



ここ、大事ですよね！

勤務先が水没してしまった。

道路が寸断されて、勤務先へ行かない。

個人商店だけれども、店が使えなくなってしまった。

などなど、  
明日からの収入のめどが立たない方については、

雇用保険の失業給付など、  
さまざまな制度があります。





今すぐ事業が再開できない。  
給料が払えない。  
など、

雇用主の方も、  
この件に関しては、  
悩まれる方が多いと思います。

様々な融資や  
労働関係の補助などもありますので、

行政、あるいは弁護士会に  
どういった補助が使えますか？ と  
確認をしていただいて

適切な支援を受けていただくのが一番かと思  
います。



# 被災ローンの減免制度



ローンの返済については、  
「被災ローンの減免制度」があるんですね？

まだローンが残っている自宅が、  
流されたり、壊れて住めなくなった場合ですね。

新しく家を建てようと思っても  
前のローンは自動的に消えません。

この制度を用いて、  
生活再建を図る方法があります。

一定の財産を残しながら、  
ブラックリストに載らないで済んだり、  
連帯保証人に請求が行かないようにできます。

これもまずは、  
金融機関だとか、  
あるいは弁護士に相談していただきたいと思います。

政府広報

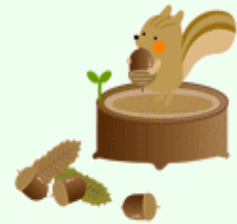
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201607/1.html>



## 9. 税金・医療費の減免や 教育の補助など

大規模災害時には、

各種税金などの減免や、  
水道光熱費の補助とか、  
教育費用の補助、  
医療費の免除 などなど



いろいろな制度があります。

ちょっと落ち着いた段階で、  
各自治体のホームページで  
確認をしてみてください。

そういったことから  
生活再建を図っていただけたらと思います。

内閣府

被災者支援に関する 各種制度の概要

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido\\_tsuujuu.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsuujuu.pdf)



# 10. かならずや 生活再建はできます！



言い切ってくださってるので  
とても心強いですね。  
それについて教えていただけますでしょうか？

特に住むところに関しては、  
再建をする、修理をするなど、  
いろいろな方法があると思います。



生活再建支援金、義援金や保険金だとか  
各種融資の制度、  
二重ローン減免制度などなど。

いろいろ組み合わせ、  
活用することによって、生活再建は可能です。

必ずや自宅に戻る！  
というような選択肢も可能かと思います。

是非、弁護士など専門家を頼っていただき  
たいと思います。

相談費用は無料です。





2週にわたり、  
みなさんの心の支えになるようなアド  
バイスをいただきました。

今田先生、ありがとうございました。



**弁護士・司法書士無料電話相談**

※相談受付時に『災害関連相談』であることをお話しください。

**【神奈川県弁護士会】045-211-7711** (平日10時~12時、13時~16時)

**【千葉県弁護士会】043-227-8431**

**【埼玉県弁護士会】048-710-5666**

**2019年台風15号台風19号の被災相談専用**

**【東京三弁護士会】03-3581-2233** (平日10時~14時)



(TEXT/はしも)